

## 議案第 1 1 号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一般職非常勤の勤務時間条例」を「一般職非常勤職員の勤務時間条例」に改める。

第 1 1 条に次の 2 項を加える。

- 5 期末手当の不支給及び一時差止めについては、常勤職員の例による。
- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

期末手当の不支給及び一時差止めに関する規定を加えるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（報酬の減額）</p> <p>第5条 職員が勤務しないときは、渋川市一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年渋川市条例第13号。以下「一般職非常勤職員の勤務時間条例」という。）第10条において準用する渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号。以下「常勤職員の勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）（一般職非常勤職員の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は一般職非常勤職員の勤務時間条例第10条において準用する常勤職員の勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（<u>一般職非常勤職員の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。</u>以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>期末手当の不支給及び一時差止めについては、常勤職員の例による。</u></p> <p>6 <u>前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>（報酬の減額）</p> <p>第5条 職員が勤務しないときは、渋川市一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年渋川市条例第13号。以下「一般職非常勤職員の勤務時間条例」という。）第10条において準用する渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号。以下「常勤職員の勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）（一般職非常勤職員の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は一般職非常勤職員の勤務時間条例第10条において準用する常勤職員の勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（<u>一般職非常勤の勤務時間条例</u>第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>